

資料No.1-5

# 令和7年6月釜石市議会定例会 議案等説明資料

釜 石 市



# 目 次

議案第56号	釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	1
議案第57号	釜石市市税条例の一部を改正する条例	3
議案第58号	釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	5
議案第59号	釜石市児童遊園条例を廃止する条例	6
議案第61号	釜石市防災行政無線設備移設業務の委託契約の締結に関し議決を求めることについて	7
議案第62号	釜石市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて	8



釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)が令和6年6月12日に公布されたことにより、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正されたことに伴い、改正後の同法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 背景

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設された。児童福祉法の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に従い、又は参酌し、条例により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

3 主な制定内容

(1) 総則及び通則(第1条から第19条まで)

趣旨、定義、一般原則、安全計画の策定、虐待の防止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等を定める。

(2) 乳児等通園支援事業の区分(第20条)

乳児等通園支援事業者を次のとおり区分する。

ア 一般型乳児等通園支援事業

保育所等の本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施する事業

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等の本体の利用定員に余裕がある場合に、利用定員の範囲内で実施する事業

(3) 一般型乳児等通園支援事業の基準(第21条から第24条まで)

ア 設備(面積のみ抜粋)

- ・満2歳に満たない乳幼児を保育する乳児室 乳幼児1人につき 1.65㎡以上
- ・満2歳に満たない乳幼児を保育するほふく室 乳幼児1人につき 3.3㎡以上
- ・満2歳以上の幼児を保育する保育室又は遊戯室 幼児1人につき 1.98㎡以上

イ 職員

- ・資格は、保育士又は市長が行う研修を修了した者とする。
- ・職員数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1事業所につき2人を下回らないこととする。
- ・職員は専従とするが、保育所等と一体的に運営する場合は、専従職員を1人とすることができる。

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業の基準(第25条及び第26条)

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所の各施設に係る設備及び運営に関する基準によるものとする。

4 施行期日  
令和7年7月1日

(担当課：こども家庭課)

釜石市市税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日に公布されたことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税に係る所得控除における特定親族特別控除の追加

地方税法において、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合は、当該特定親族の前年の合計所得金額に応じて、当該納税義務者の前年の総所得金額等から一定の額を控除するものとされたことから、所要の改正を行うもの。

なお、特定親族とは、納税義務者と生計を一にする配偶者等を除く年齢19歳以上23歳未満の親族であって、前年の合計所得金額が123万円以下であり、控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

(特定親族特別控除額)

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の新設

当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により加熱式たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算し、加熱式たばこの課税標準とするもの。

ア 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

フィルター等を除いた当該加熱式たばこの重量0.35gをもって紙巻たばこ1本に換算する。(1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ

フィルター等を除いた当該加熱式たばこの重量0.2gをもって紙巻たばこ1本に換算する。(品目ごとの1個当たりの重量が4.0g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算する。)

(3) 公示送達の方法の追加

徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類の送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合等に行う公示送達について、市の掲示場に掲示する方法に加え、インターネットを使用して公示事項を表示する措置をとるとともに、市の事務所に設置したパソコン等の画面に表示することで公示送達を行うことを可能とするもの。

備考 公示送達とは、書類の送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合等に、送達に代えて市の掲示場に掲示することをいい、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 3 施行期日

2(1) 令和8年1月1日

2(2) 令和8年4月1日

2(3) 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(担当課：税務課)

## 議案第58号

### 釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する 条例

#### 1 提案理由

岩手県の医療費助成事業において、令和7年8月診療分から給付対象者を拡大することに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

医療費の給付対象者に「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級に該当するもの」を追加する。

#### 3 施行期日

令和7年8月1日

(担当課：市民課)

## 議案第59号

### 釜石市児童遊園条例を廃止する条例

#### 1 提案理由

少子化に伴う利用者の減少及び遊具の老朽化により、市内4か所に設置している児童遊園を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 廃止する児童遊園

名称	位置
大平児童遊園	釜石市大平町一丁目6番16号
福祉の森児童遊園	釜石市甲子町第8地割178番地29
大松児童遊園	釜石市甲子町第3地割161番地2
小川児童遊園	釜石市小川町一丁目5番地内

#### 3 施行期日

令和7年7月1日

(担当課：こども家庭課)

## 議案第61号

釜石市防災行政無線設備移設業務の委託契約の締結に関し議決を求めること  
について

### 1 提案理由

釜石市防災行政無線設備移設業務の委託契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、契約期間は、議決の日から令和8年3月31日までである。

### 2 契約の目的

新市庁舎への移転に合わせ、現市庁舎から新市庁舎へ防災行政無線設備一式を移転し、及び一部老朽化した設備を更新し、もって防災行政無線設備の機能強化を図るため

### 3 契約の方法

随意契約

### 4 契約金額

187,660,000円(うち消費税額及び地方消費税額 17,060,000円)

### 5 契約の相手方

山形県山形市平清水一丁目1番75号  
山形パナソニック株式会社  
代表取締役 清野 寿啓

### 6 仮契約締結日

令和7年5月22日

(担当課：防災危機管理課)

## 議案第62号

### 釜石市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市固定資産評価員を選任しようとするもので、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項及び釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)第76条の規定により、議会の同意を求めるものである。

#### 2 内 容 (令和7年6月6日現在)

氏 名 佐々木 利 光 (55歳)  
略 歴 9ページ参照

#### 3 備 考

固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため設置するもので、現在の釜石市固定資産評価員の後任となる令和7年7月1日からの新たな釜石市固定資産評価員として、固定資産評価に関する知識及び経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任しようとするもの。

(担当課：総務課)

佐々木利光さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和63年 3月	岩手県立釜石南高等学校 卒業
昭和63年 4月	釜石市主事補
平成 5年 4月	釜石市事務吏員
平成24年 4月	釜石市産業振興部観光交流課観光交流係長
平成28年 4月	釜石市産業振興部観光交流課長補佐
平成29年 4月	釜石市産業振興部商業観光課長補佐
令和 2年 4月	釜石市市民生活部まちづくり課甲子地区生活応援センター 所長
令和 5年 4月	釜石市文化スポーツ部スポーツ推進課長
令和 7年 4月	釜石市総務企画部税務課長(現在に至る)